

建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可基準

横 須 賀 市

昭和 53 年 11 月 24 日

昭和 56 年 9 月 4 日改訂

昭和 62 年 11 月 16 日改訂

平成 9 年 4 月 1 日改訂

令和 8 年 10 月 1 日改訂

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 56 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を要する建築物は、建築物が生じさせる日影について土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるものとして、次の基準のいずれかに適合しなければならない。

第 I 法別表第四の（に）欄の規制時間を超える日影（以下「不適格な日影」という。）を生じさせている既存不適格建築物の増築等（増築、改築及び移転をいう。以下同じ。）により生ずる日影が、次の各項に掲げる要件に該当するもの。

- 1 増築等による当該部分が、法第 56 条の 2 第 1 項本文の規定に適合していること。
- 2 既存部分と増築等によって生じる複合日影が、次の各号のいずれかに該当していること。
 - （1）複合日影による日影時間の増加は、敷地境界線からの水平距離が 5 メートル以内の範囲内に収まること。
 - （2）敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超える部分については、敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超えた既存の不適格な日影（敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における規制時間に対する等時間日影）の範囲を増加させず、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 地形の状況等により実態として日影の影響がないもの
 - イ 周囲の居住環境を著しく悪化させないもの

第Ⅱ 用途地域の指定のない区域内に生じる日影の範囲が、勾配が 30 度以上の崖地で次の各号のいずれにも該当しない土地であること。

(1) 植物の栽培地又は植林地

(2) 建築物のある建築敷地内

(3) 建築基準法の道路等があり、土地の状況により建築可能な範囲の部分

栽培…食用、薬用、観賞用などに利用する目的で植物を植え育てること

植林…樹木を育てる目的で山などに苗木を植えること

第Ⅲ 地区計画等の区域内に生じる日影の範囲が、次の各項に掲げる要件のいずれかに該当すること。

1 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 63 年横須賀市条例第 24 号）で、居住に係わる建築物を制限している区域内であること。

2 臨港地区内で、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項各号に掲げる分区が定められた区域内であること。

第Ⅳ 特定行政庁が必要と認める基準

特定行政庁が、各々の地域特性及び地形等の状況に応じて、制限を付加するもの。

附則

（施行期日）

この基準は、昭和 53 年 11 月 24 日より施行する。

附則

この基準は、昭和 56 年 9 月 4 日より施行する。

附則

この基準は、昭和 62 年 11 月 16 日より施行する。

附則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この基準は、令和 8 年 10 月 1 日より施行する。